

静岡県社会的養育推進計画の改定

1 計画の概要

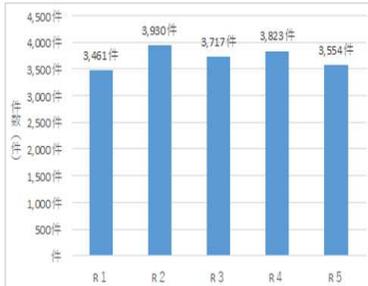
現計画の概要	施設や里親のもとで生活するこどもの養育環境の改善のため、「家庭養育優先原則」に基づき、 里親委託の推進及び児童養護施設等の小規模化、地域分散化を推進 (令和2年3月策定)
計画改定の経緯	令和4年の改正児童福祉法を踏まえ、国から計画改定に向けた要領が示されたことから、計画の全面的な見直しを行う。 (策定主体:静岡県、静岡市、浜松市)
計画期間	令和7年度から令和11年度まで(5年間)
基本理念	「こどもが権利の主体であり、こどもの最善の利益を実現するために、社会全体でこどもを育む」

2 現状と課題

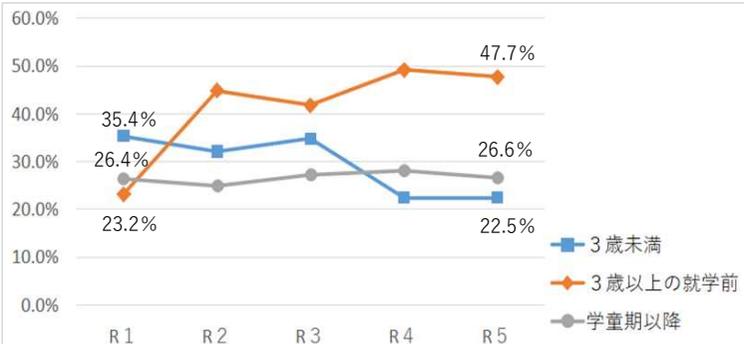
- ・県内の児童人口は年々減少しているのに対し、児童虐待相談対応件数は高い水準で推移
- ・令和4年の改正児童福祉法改正趣旨を踏まえ、**こどもの権利擁護に関する取組強化**が必要
- ・里親委託率は、3歳以上就学前は上昇、3歳未満は減少、学童期以降は横ばいであり、**里親委託推進への一層の取組**が必要
- ・施設の小規模化、地域分散化は、地域小規模児童養護施設の設置数が増加(計画期間中2施設→8施設)

【県内のこども(18歳未満)人口の推移】

【県内の児童虐待相談対応件数の推移】



【里親委託率の推移】



3 計画改定のポイント

こどもの権利擁護の推進

令和4年の改正児童福祉法に基づき**こどもの権利擁護**が図られた**児童福祉施策を推進**するための新たな取組を実施

こどもに対する安定した養育環境の確保

こどもに対して安定した養育環境を保障するパーマネンシー保障の理念に基づき、**家庭復帰に向けた支援を推進**し、家庭復帰が難しいこどもに対しては家庭的な養育環境である**里親等委託を推進**

施策項目の追加

国策定要領を踏まえ、新たに「**支援を必要とする妊婦等の支援に向けた取組**」と「**障害児入所施設における支援**」の2項目を追加

評価のための指標設定

現計画で例示とされていた**評価指標**について、国策定要領により**設定項目が義務付けられ**、進捗状況を毎年度、児童福祉審議会等の合議制の会議へ報告

4 施策の推進

1 こどもの権利擁護の推進

(1) 当事者であるこどもの権利擁護

◎**こどもの意見表明等の支援(意見表明等支援事業)の実施取組**

2 こどもが地域で安全に暮らすための取組の推進

(1) こども家庭支援体制の構築等に向けた取組

◎**市町の相談支援体制(こども家庭センター)の整備促進**

(2) 支援を必要とする妊産婦等の支援に向けた取組【追加】

○妊産婦等生活援助事業の整備、妊産婦等支援に携わる職員の人材育成

(3) 一時保護改革に向けた取組

◎**一時保護施設の設備及び運営に関する基準を踏まえた一時保護体制の整備、一時保護中のこどもの権利を保障するための取組推進**

(4) 児童相談所の強化等に向けた取組

○児童福祉司等の専門職の計画的配置と研修等による職員の専門性の向上

3 家庭と同様の環境における養育の推進

(1) 代替養育を必要とするこどものパーマネンシー保障に向けた取組

◎**家庭復帰に向けた親子再統合支援事業の促進**
◎**家庭復帰や里親等委託に向けたケース管理を徹底、里親等委託推進**

(2) 里親等への委託の推進に向けた取組

◎**里親支援を包括的に実施する体制(里親支援センター)の構築**

(3) 施設の小規模化かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組

○専門的なケアや地域の子育て支援等、施設の高機能化等の推進

(4) 障害児入所施設における支援【追加】

○福祉型障害児入所施設におけるユニット化等、良好な家庭環境の整備推進

4 こどもの自立支援の推進

(1) 社会的養護自立支援の推進に向けた取組

○児童自立生活援助事業の推進、社会的養護経験者等の自立支援体制整備

評価のための指標(県分:主な指標)

意見表明等支援事業の実施状況<新規>

【現状(R7.2)】
利用可能こども割合 13%

【目標(R11)】
利用可能こども割合 100%

こども家庭センターの設置数(市町数)<新規>

【現状(R7.2)】
設置数 19市町

【目標(R11)】
設置数 全市町

一時保護施設の定員数<新規>

【現状(R7.2)】
定員数 40人(28人)
※()は個室対応の場合

【目標(R11)】
定員数 40人(40人)

親子再統合支援事業による支援件数<新規>

【現状(R7.2)】
ケース数 34件

【目標(R11)】
ケース数 147件

里親等委託率<継続>

【現状(R5末)】
3歳未満 23%
3歳以上就学前 48%
学童期以降 27%

【目標(R11)】(参考:現計画)
67% (65%)
59% (58%)
48% (46%)

養育機能強化のための専門職員加配施設数<新規>

【現状(R7.2)】
施設数 1施設

【目標(R11)】
施設数 7施設